

公益信託 前田増三記念奨学基金

平成 29 年度 奨学生募集要項

1. 奨学生の資格 * 右記の事項すべてに該当する者	(1) 日本人及び法令により永住権を有する外国人以外で、留学を目的として入国を許可され、大学院（修士課程一年次）に正規生として在学中で、人文及び社会に関する諸分野を研究中の者 (2) 学業、人物ともに優秀であり、かつ健康である者 (3) 日本語による意思伝達に堪能である者 (4) 学資の支弁が困難と認められる者（月額 10 万円以上の奨学金を受けていない者） (5) わが国との相互理解と友好親善に関心を持ち、貢献を期する者 (6) 年令 30 才未満の者（平成 29 年 3 月 31 日現在）
2. 奨学金の額	月額 50,000 円を給与（返済の必要はありません）
3. 給付時期・方法	(1) 給付時期：毎年度 6, 9, 12 及び 3 の各月を給付月とし、給付月までの 3 ヶ月分に相当する金額を給付します。新たに奨学生となった者に対しては、当該年度の 4 月以降未給付の給付月分を、8 月に 3 ヶ月分を給付します。 (2) 給付方法：奨学金給付申請書に記載の銀行等の口座に振込みます。
4. 給付期間	(1) 奨学生が在籍する大学院修士課程の正規の最短修業期間とし、中途より給付の場合はその残りの修業期間を限度とします。 (2) 奨学生が休学し又は長期にわたって欠席などしたとき、あるいは学業、生活態度などの状況により指導上必要があると認めたとき、さらに病気などのために修業の見込みがなくなった時は、その状況に応じ、奨学金の支給を休止、停止または廃止します。この場合、受領済の奨学金があるときは、奨学生は当該事由発生以後に相当する金額をすみやかにこの公益信託の受託者に返還することとなります。
5. 選出奨学生数(予定)	2 名（ただし各大学からの推薦は 1 名とします）
6. 申請手続	- 所属大学の学長（または学部長・指導教員）の推薦を受けることのできる申請者は、①願書、②在学証明書③学業証明書（大学卒業時以降の証明書は必ず提出すること）④推薦書を所属大学を経由して受託者に提出する。（なお、応募書類は返却いたしませんのでご了承ください） - 応募期間：平成 29 年 6 月 2 日（金）（当日の消印有効） - 申請書類の提出先：下記提出先あてに郵送
7. 奨学生の選考・決定及び通知	(1) 選考方法：各大学より推薦された全ての申請者の申請書類(前記 6－①・②・③・④)を当基金運営委員会に付議し書類選考の上、運営委員の面接(書類選考合格者のみ)による選考結果に基づき奨学生を決定します。 (2) 決定通知：平成 29 年 7 月下旬頃に書面にて所属大学の奨学金担当部署に通知します。
8. 生活状況報告書の提出	毎学年度終了後、4 月 10 日までに「生活状況報告書」および大学発行の「成績証明書」をこの公益信託の受託者に提出してください。

【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1

三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託グループ
前田増三記念奨学基金 申請口

TEL 03-5232-8910（受付：平日 9 時～17 時） FAX 03-5232-8919